北海道の居住支援の取組状況について

子育て世帯等を支援するため 空き室・空き家をご登録ください!!

> 空いている戸建 て住宅を、子育 て世帯に貸して もらえません か?

アパートの1室 から登録できま す!

お知らせ

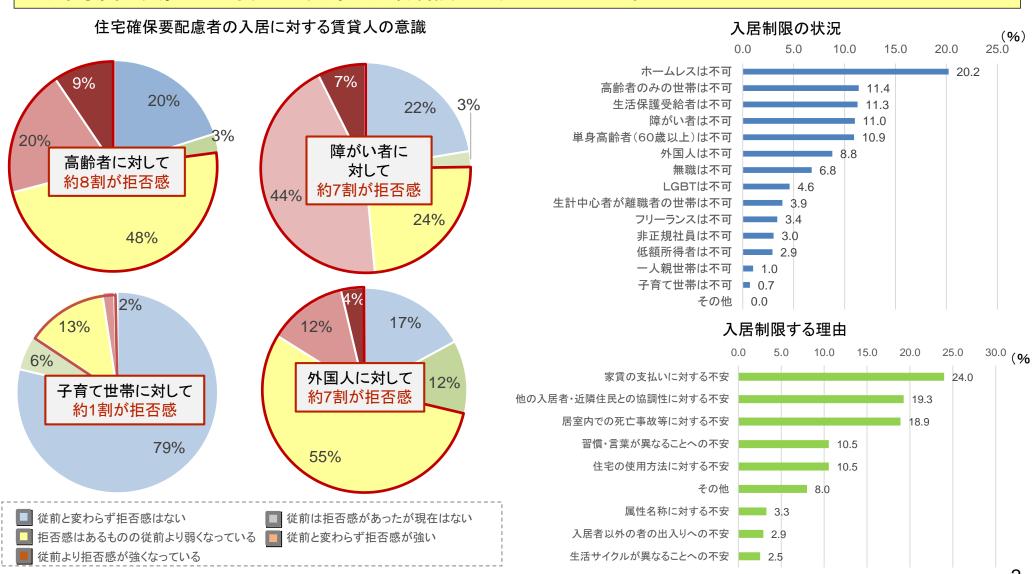
平成30年7月より 住宅登録の手続 きが簡単になり ました。

令和4年7月

北海道建設部住宅局建築指導課

住宅確保要配慮者に対する賃貸人の入居制限の状況

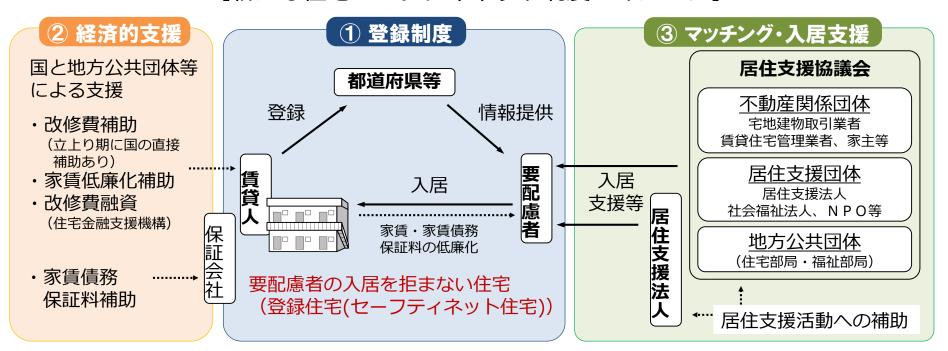
〇住宅確保要配慮者の入居に対して、賃貸人の一定割合は拒否感を有しており、入居制限がなされている状況。家賃の支払いに対する不安等が入居制限の理由となっている。



新たな住宅セーフティネット制度の概要

- ※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)の一部を改正する法律 (平成29年4月26日公布 10月25日施行)
 - ① 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度
 - ② 登録住宅の改修・入居への経済的支援
 - ③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

【新たな住宅セーフティネット制度のイメージ】



住宅確保要配慮者の範囲

法律で定める者

- ① **低額所得者** (月収15.8万円(収入分位25%)以下)
- ② 被災者 (発災後3年以内)
- ③ 高齢者
- ④ 障がい者
- ⑤ 子ども (高校生相当まで) を 養育している者
- ⑥ <u>住宅の確保に特に配慮を要するもの</u> として国土交通省令で定める者

国土交通省令で定める者

・外国人、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、DV被害者、帰国被害者、犯罪被害者、保護観察対象者、生活困窮者

(条約や他法令に、居住の確保に関する規定のある者)

- ・東日本大震災等の大規模災害の被災者 (発災後3年以上経過)
- ・ <u>都道府県や市区町村が供給促進計画において定める者</u>

道が供給促進計画で定める者

- 海外からの引揚者、新婚世帯、原子爆弾被爆者、戦傷病者、児童養護施設退所者、 LGBT、UIJターンによる転入者
- ・要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者

①登録制度:登録にあたっての留意点

● 要配慮者の範囲の限定について

- ・登録にあたっては<u>入居を拒まない住宅確保要配慮者の範囲の</u> 限定が可能
- 例) 「障害者の入居は拒まない」、「高齢者、低額所得者の入居は拒まない」等
- ・ある属性について条件を付すことも可能
- 例) 「低額所得者の入居を拒まない。ただし、生活保護受給者については住 宅扶助費などの代理納付がされる場合に限る」等
- ・不当に範囲を制限することはできない
- 例)「99歳以上の高齢者のみ入居を拒まない」などの限定は、制度の趣旨 に反するため不可

①登録制度:登録にあたっての留意点

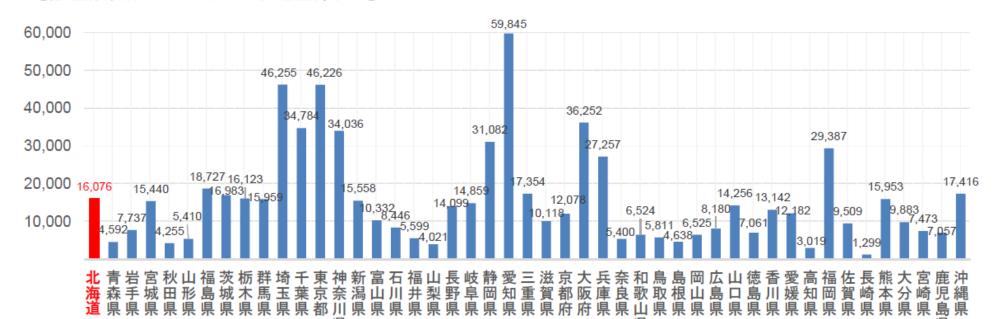
● 「入居を拒まない」について

- ・ある属性の入居を拒まないとした場合、<u>その属性であること</u> を理由に入居を拒むことができない
- 例) 高齢者を拒まないとした場合「高齢であり孤独死の不安がある」ことを 理由に、子育て世帯を拒まないとした場合「子どもの騒音に不安がある」 ことを理由に入居を拒むことは禁じられる
- 例) 高齢者のみ拒まないとした場合、入居を希望する高齢者が「収入が低く 家賃滞納の不安がある」ことを理由に入居を拒むことは禁じられない

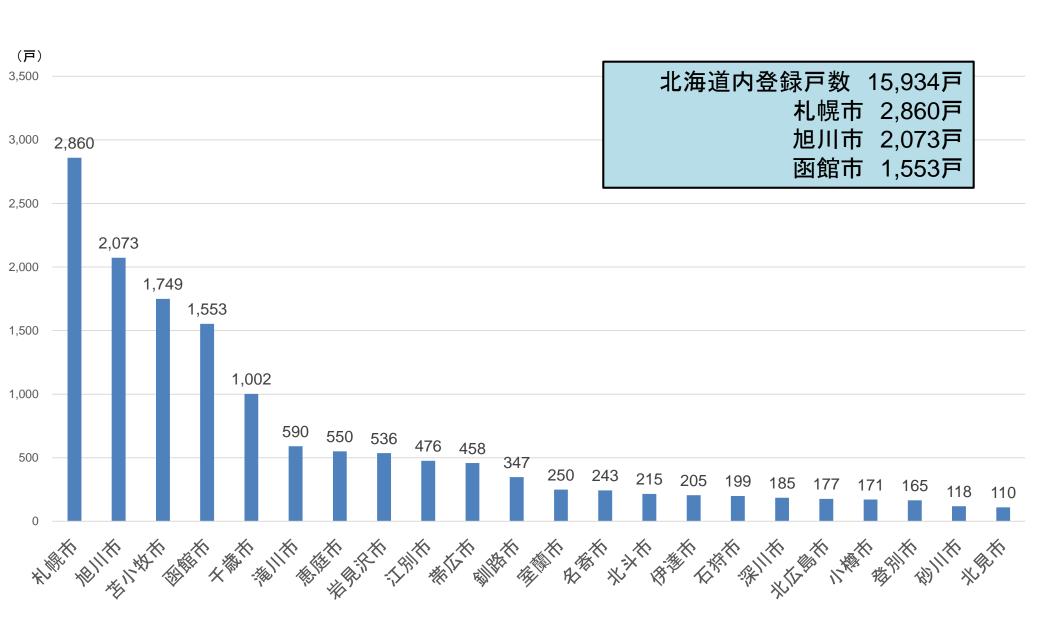
住宅セーフティネット制度の施行状況(R4.3.31時点)

	全国の状況	北海道の状況
セーフティネット住宅登録戸数	734, 218戸 (うち、専用住宅は4, 793戸)	16,076戸 (うち、専用住宅は118戸)
居住支援法人の指定	511者 ※47都道府県で設置	北海道30者
居住支援協議会の設立	114協議会	設立済み
賃貸住宅供給促進計画の策定	43都道府県19市町	策定済み
家賃債務保証業者の登録	84者	_

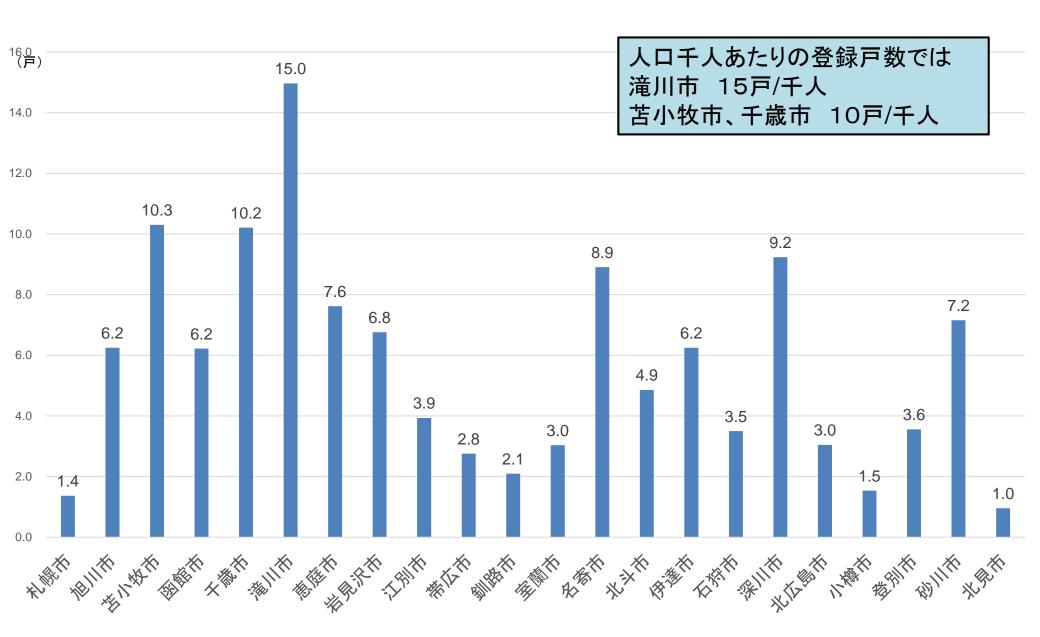
【都道府県別セーフティネット住宅登録状況】



セーフティネット住宅の道内都市別登録戸数(R4.6.13時点)

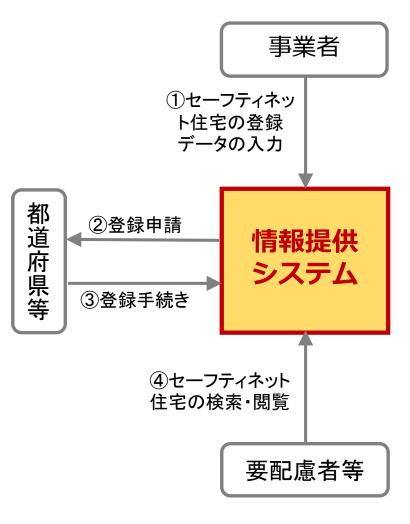


SN住宅の道内都市別登録戸数(人口千人あたり)(R4.6.13時点)



●大家さんにとってのメリット その1

登録住宅は専用ホームページなどで広く周知



(画面イメージ)

%https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php



●大家さんにとってのメリット その2

登録住宅に対する経済的な支援

専用住宅

- ・住宅確保要配慮者専用住宅として登録した住宅。
- ・複数の属性の住宅確保要配慮者を入 居対象者として設定することが可能。

登録住宅

・住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として登録した住宅。



支援策

・改修費への補助

(国による直接補助/地方公共団体を通じた補助)

*家賃/家賃債務保証料低廉化 への補助

(地方公共団体を通じた補助のみ)

(要配慮者が入居する場合)

- •家賃債務保証保険の利用 ((独)住宅金融支援機構による保険引受け)
- ・代理納付に関する手続の利用
- 居住支援の実施 (居住支援協議会・居住支援法人への補助)

(登録住宅全体)

改修費への融資 ((独)住宅金融支援機構による融資)

セーフティネット登録住宅(専用住宅)への補助事業実施見込み自治体(R3.9時点)

令和3年9月時点の調査では、セーフティネット住宅の改修費が31団体、家賃低廉化等※が43団体で補助事業を実施見込み。(※家賃低廉化37団体+家賃債務保証料等低廉化のみ実施6団体) ※R3.9アンケート等により確認

都道府県	市区町村	改修費	家賃低廉化	債務保証料等 低廉化
	札幌市			0
北海道	網走市	0	0	
	音更町		0	0
青森県	十和田市	0	0	0
岩手県	花巻市	0	0	0
宮城県	大崎市	0	0	
	(県)	0		
	山形市	0	0	
	鶴岡市	0	0	0
山形県	南陽市	0	0	0
	大石田町		0	
	舟形町	0		
	白鷹町	0	0	
	(県)	0	0	0
福島県	いわき市		0	0
	石川町	0		
栃木県	栃木市		0	
群馬県	前橋市	0		
埼玉県	さいたま市			0
千葉県	千葉市			0
十条示	船橋市		0	
	(都)	0	0	0
	墨田区		0	0
	世田谷区		0	
東京都	豊島区	0	0	0
	練馬区	0	0	
	八王子市	0	0	0
	府中市			0
神奈川県	横浜市		0	0
静岡県	長泉町		0	

都道府県	市区町村	改修費	家賃低廉化	債務保証料等 低廉化
恶知 !	名古屋市	0	0	©
愛知県	岡崎市	0		©
京都府	京都市		0	
宋	宇治市	0		
大阪府	(府)			0
	(県)	0	0	0
兵庫県	神戸市		0	
六甲乐	姫路市		0	
	神河町		0	
和歌山県	(県)	0		
	(県)	0	0	0
	鳥取市	0	©	©
鳥取県	米子市		0	0
	倉吉市	0	0	©
	南部町		0	
岡山県	倉敷市		©	
徳島県	(県)		©/O	
心质乐	東みよし町	0		
福岡県	福岡市	0	0	0
	(県)	0		
鹿児島県	薩摩川内市	0	0	
	徳之島町	0		
沖縄県	那覇市	0		
計		31	37	25
			4	3

^{○:} 社総交又は公的賃貸住宅家賃対策調整補助金による支援を実施

〇:都道府県単費による支援(市区町村への補助)を実施

住宅セーフティネット制度

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)の一部を改正する法律 (平成29年4月26日公布 10月25日施行)

入居

居住支援法

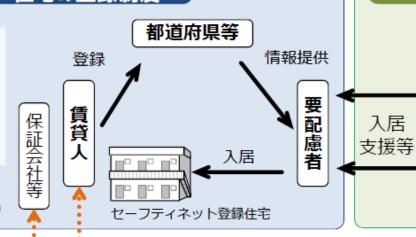
① 要配慮者の入居を拒まない住宅の登録制度

登録基準

- 要配慮者の入居を拒まないこと
- 面積:原則25㎡以上
- ・地方公共団体が強化・緩和可能

登録戸数:734,218戸

うち専用住宅: 4.793戸(R4年3月末時点)



② マッチング・入居支援 居住支援協議会 不動産関係団体 宅地建物取引業者 賃貸住宅管理業者、家主等 居住支援団体 居住支援法人 社会福祉法人、NPO等 地方公共団体 (住宅部局・福祉部局)

居住支援活動への支援

③ 国と地方公共団体による経済的支援

(赤字はR3補正、R4当初における拡充事項)

○ 改修費補助 <賃貸人へ補助>

- 補助対象工事:
 - ①シェアハウス化
- ②バリアフリー化
- ③防火·消火対策
- ④子育て世帯対応
- ⑤耐震化
- ⑥省エネ改修
- ⑦交流スペース設置 等
- 補助率:国1/3
- ※地方公共団体を通じた補助の場合は 国1/3+地方1/3
- 補助限度額:
- 100万円/戸 (国·地方計) 等

- 家賃低廉化補助 <賃貸人へ補助>
- 対象世帯: 月収15.8万円以下の世帯
 - ※子育て世帯等は月収21.4万円以下(多子世帯は月収25.9万円以下)
- ·補 助 率:国1/2、地方1/2
- ・補助限度額: 4万円/月(国・地方計)
- ·補助期間:原則10年以内

○ **家賃債務保証料等低廉化補助** <保証会社等へ補助>

- · 対 象 費 用:家賃債務保証料、孤独死・残置物保険料
- ·補助率:国1/2、地方1/2
- ・補助限度額: 6万円(国・地方計)

○ 住替え補助 〈居住支援協議会、居住支援法人へ補助〉

- ・対象世帯:月収15.8万円以下の世帯等
- ・対象費用: セーフティネット登録住宅への住替え費用
- ·補助率:国1/2、地方1/2
- ・補助限度額: 10万円(国・地方計)

○ 居住支援活動等補助

- 対象:居住支援協議会、 居住支援法人、地方公共団体
- 補助対象費用:
- ①制度の周知、登録促進
- ②入居の相談、マッチング
- ③入居中の見守り、緊急対応
- ④死亡・退去時の家財整理
- ⑤総合相談窓口(地方公共団体)
- 補助限度額:1,000万円

外国人の支援、孤独・孤立対策、サ ブリース方式、アウトリーチ型によ る入居支援、入居後支援を実施する 団体との連携を行う場合1,200万円

居住支援法人制度の概要

居住支援法人とは

- ・居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人※として、都道府県が指定するもの
- ・都道府県は、住宅確保要配慮者の居住支援に係る新たな担い手として、指定することが可能

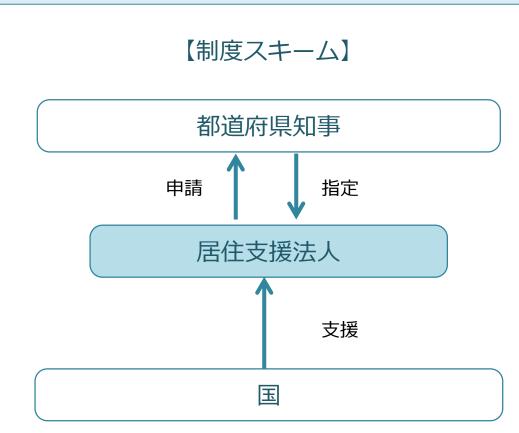
※住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律第40条に規定する法人

● 居住支援法人に指定される法人

- ・NPO法人、一般社団法人、一般財団法人 (公益社団法人・財団法人を含む)
- · 社会福祉法人
- ・居住支援を目的とする会社 等

● 居住支援法人の行う業務

- ① 登録住宅の入居者への家賃債務保証
- ② 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談
- ③ 見守りなど要配慮者への生活支援
- 4 ①~③に附帯する業務
- ※ 居住支援法人は必ずしも①~④のすべての業務を行わな ければならないものではない。



● 居住支援法人への支援措置

- ・居住支援法人が行う業務に対し支援(定額補助、補助限度額1,000万円等)。
- ・ [R2年度予算] 共生社会実現に向けたセーフティネット機能強化・推進事業(10.8億円)の内数

居住支援法人の業務

指定法人の業務内容

- ▶ 指定法人の業務については、法律上以下の通り
 - ① 登録事業者からの要請に基づき、登録住宅入居者の家賃債務の保証をすること
 - ② 住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと
 - ③ 賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと
 - ④ ①~③の業務に附帯する業務を行うこと
 - ▶ 支援業務については、必ずしも全ての業務を行う必要はないが、各支援業務を行う備えがあることは必要

【支援業務の「備え」】

- ① 定款に各支援業務の実施に関することが記載されていること(「要配慮者の居住の支援に係る業務」等の記載でも可能)
- ②「支援業務の概要に関する事項」を記載した書類に、実際に行う支援業務の概要のほか、必要が生じた場合には各支援業務を行う旨が記載されていること

また、上記①②が困難な場合でも、家賃債務保証業務に関しては以下の場合も「備え」があると判断

- ③ 登録家賃債務保証業者と連携を図る旨が「支援業務の概要に関する事項」を記載した書類に記載されている場合
- ▶ 支援業務は指定を受けた都道府県の全域ではなく、一部の区域において行うことも可能であり、また、全ての住宅確保要配慮者を対象とする必要はなく、一部の属性の住宅確保要配慮者に限った支援を行うことも可能

道内の居住支援法人(指定状況)

指定	W.1.70	alla 19de I d. I da	alla Tibra da pala
指定 番号	法人名	業務地域	業務内容
1	ホームネット株式会社	札幌市、本別町	・住まい探しなど入居支援相談 ・見守り(安否確認)
3	特定非営利活動法人 シニア賃貸住宅サポートセンター札幌	札幌市	•住宅相談
4	特定非営利活動法人 コミュニティワーク研究実践センター	札幌市、岩見沢市、三笠市 美唄市、月形町	、住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談 ・見守りなど住宅確保要配慮者への生活支援
5	株式会社 JDC	札幌市	・24時間対応の相談窓口 ・自社のサブリース物件の紹介など、賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供 ・定期的な見守りなど生活相談
6	株式会社 ラポール	札幌市、江別市、北広島 市、千歳市	・年齢制限が一切なく、保証人や緊急連絡先がいなくても住まい確保をおこえる。経済的事情を抱えている方も可能。住まい確保に向けて管理会社や大家さんへの直接交渉から始まり、内覧同行・契約業務・入居後の見守りサポート等生活支援まで実施。 ・住まい確保の上で必要な生活保護申請のサポート、引越業者の3社見積もりや不用品処分相談、家具家電のサポート、サブリース契約、不動産売却等、入居~入居後~退去時を一貫して支援。 札幌市内近郊およそ3,000室の空き室から提案。
7	特定非営利活動法人ほっとらんど	札幌市、北広島市、千歳市、 恵庭市、南幌町、厚真町、安 平町	・住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談、契約時の同行、内覧の同行等 ・定期的な見守りなど住宅確保要配慮者への生活支援 ・その他行政申請時の同行 ・病院の送迎・同行 ・看取り支援 ・残置物の処理
8	株式会社ポロワッカ	札幌市	・賃貸住宅への入居に係る情報提供・相談・仲介 ・所有不動産の売却仲介や買取りも、宅建業者として対応 ・外国人に対しても、バイリンガル社員が英語で応対 ・見守りなど住宅確保要配慮者への生活支援
10	有限会社サハスネット	釧路市、釧路町	・住宅確保要配慮者への住宅マッチングや入居相談 ・入居中の生活相談等 ・家賃保証会社との連絡調整
11	株式会社ギミック	札幌市、石狩市、北広島 市、江別市	・高齢者への賃貸空室情報提供 ・高齢者への見守り・安否確認サービス ・家賃保証会社の紹介
13	有限会社チョイス	札幌市	・登録住宅に入居する住宅確保要配慮者への家賃債務保証会社の紹介 ・住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談 ・見守りなど住宅確保要配慮者への生活支援
14	社会福祉法人 本別町社会福祉協議会	本別町	・住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談 ・見守りなど要配慮者への生活支援
15	一般社団法人 家財整理相談窓口	札幌市、江別市、本別町	・住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の促進、および転居に伴う家財整理に関する情報の提供、相談業務 ・賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上に関する情報の提供、相談業務 ・居住支援業務に付帯する家財整理等の相談業務
16	エイジフレンドリー 株式会社	札幌市	・高齢者の住まい探しなど住替え入居相談 ・身元保証や引越し、不用品処分など
17	社会福祉法人 北海道友愛福祉会	江別市	・住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供 ・要配慮者への生活支援・家賃債務保証の相談
18	社会福祉法人 えぽっく	札幌市、北広島市	・住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談 ・見守りなど住宅確保要配慮者への生活支援

道内の居住支援法人(指定状況)

指定番号	法人名	業務地域	業務内容
19	株式会社 スタート	札幌市	・住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報の提供、相談その他の援助業務・賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上に関する情報の提供、相談その他の援助業務・見守りなど既に賃貸住宅に入居している要配慮者への生活支援
20	特定非営利活動法人 自立支援事業所ベトサダ	札幌市	・賃貸住宅に関する入居相談 ・民間賃貸住宅に居住する対象者に対する生活相談・見守り・就労相談・緊急時の対応
21	株式会社 AIMS	旭川市	・相談窓口の設置等入居前の支援 ・生活に困窮している人に対する居住支援 ・生活に困窮している外国人に対する居住支援 ・定期的または随時の訪問等による見守りサポート等入居中の居住支援 ・家財・遺品整理・不用品の処分等死亡・退去時の支援
22	株式会社 ハウスピース	札幌市	・低所得者・母子家庭・生活保護受給者に対する住宅相談など、賃貸住 宅への円滑な入居に係る情報提供・相談・保証人・保証会社不要物件の賃貸物件の仲介
23	有限会社 くまごろう	札幌市	・住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談 ・見守りなどの住宅確保要配慮者への支援
24	株式会社 絆メディカルグループ	札幌市、函館市	・住宅相談等賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供、相談業務 ・見守りなど要配慮者への生活支援業務 ・入居者への家賃債務保証等紹介業務
25	特定非営利活動法人ハイファイブ	札幌市	・住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談 ・見守りなど住宅確保要配慮者への生活支援
26	ユニオンブライト 株式会社	札幌市	・住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談 ・見守りなど要配慮者への生活支援
27	株式会社 N・フィールド	札幌市、北広島市、江別市、 恵庭市、石狩市、旭川市	・要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報提供、相談その他の援助を行う業務 ・賃貸住宅に入居する要配慮者の生活の安定及び向上に関する情報の提供、相談その他の援助を行う業務
28	株式会社 めぐみ企画	札幌市	・身寄りのない方や求職中でも「連帯保証人不要」「保証会社」不要で賃貸物件を提供 ・家具、家電付き賃貸・生活保護の申請サポート・不用品処分・引越し業者の斡旋・住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居促進に関する情報の提供及び相談 ・賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上に関する情報の提供及び相談
29	国立不動産 株式会社	札幌市、江別市	・住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報提供、相談その他の援助
30	株式会社 ネクステップ	札幌市	・居住支援業務:賃貸住宅の仲介、高齢者施設への入居支援相談、紹介 ・入居後の生活相談・対応、家財整理(生前整理)、遺品整理、退去時の支援業務
31	株式会社 ジェイ・エス・ビー・ネット ワーク	札幌市、函館市、恵庭市、 北広島市、北斗市、七飯町	・住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報提供、相談その他の援助
32	JMPサンライズ 株式会社	札幌市、北広島市、恵庭市、 千歳市	・住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談 ・見守りなど住宅確保要配慮者への生活支援 ・賃貸住宅に入居する要配慮者の生活の安定及び向上に関する情報提供、その他の援助を行う業務
33	一般社団法人 北海道民泊観光協会	札幌市	・孤独・孤立対策・生活支援・自殺防止 ・フードバンク支援・子ども食堂・子どもの居場所づくり ・女性に寄り添った相談支援・住まいの支援

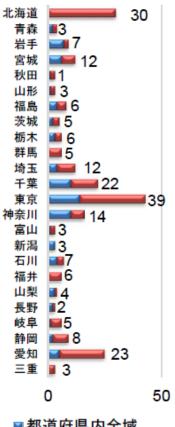
居住支援法人制度の指定状況

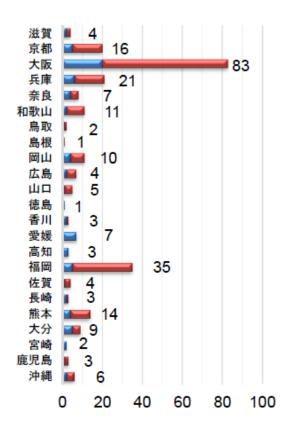
- 47都道府県 511法人が指定(R4.3.31時点)
- 法人属性別では、株式会社およびNPO法人の指定が多い状況(全体の約66%)
- 都道府県別では、大阪府が83法人と最多指定

法人属性別

株式会社 210 NPO法人 122 一般社団法人 74 社会福祉法人 48 有限会社 15 本別町、青森県、むつ市、長野県、 社会福祉協議会 15 小海町、菊川市、名古屋市、半田 市、伊賀市、岸和田市、香川県、福 合同会社 **9** 岡市、水巻町、八女市、熊本市 公益財団法人 公益社団法人 協同組合 生活協同組合 企業組合 社会医療法人 一般財団法人 50 0 100 150 200 250 ■指定数

都道府県別





- ■都道府県内全域
- ■都道府県内地域限定

道内の居住支援法人(地域別の指定状況)

道内における居住支援法人の登録数は30法人※であり、業務区域は20市町村で業務を行っている。 ※R4.3.31 時点

【地域別居住支援法人の指定状況(北海道)】



居住支援法人の指定を受けるには(道庁への申請について)

居住支援法人の申請について

- ・支援法人の指定を受けようとする場合は、申請書類を道に 提出してください。
 - ※申請にあたっては必ず事前に相談してください。
 - ※道の窓口

建設部住宅局建築指導課普及推進係(011-204-5577)

- ・指定には、<u>居住支援業務の実績</u>を求めています。
 - ※指定を受けようとする法人としての実績、または、指定 を受けようとする法人の役員などが他の法人等で行った実 績が必要となります。
- 申請書類の様式は、道のホームページからダウンロードしてください。
- ・事前審査として、支援業務の実施に関する計画書(様式4-1号、様式4-2号)、現に行っている業務の概要を記載した書類(様式6号)を提出してください。
- ・事前審査が完了しましたら、本申請に移ります。
 - ※<u>事前審査から本申請、指定までに半年以上</u>の時間を要する場合があります。
- ・指定後は、<u>事業計画及び収支予算、実績報告を毎年度提出</u> いただきます。また、名称、住所、業務内容など変更がある場合は、速やかに各種変更届を提出いただきます。



宅セーフティネット機能を強化するため、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する

法律(住宅セーフティネット法)」が平成29年4月に改正され、住宅標保養配慮者の入居を受け入れる 賃貸住宅の登録制度の創設や住宅接保養配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する計画の策定などが

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」の一部を改正する法律の根

2

居住支援協議会の概要

- 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るために、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して、居住支援協議会※を設立
- ▶ 住宅確保要配慮者・民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施

※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第51条第1項に基づく協議会

概要

(1) 設立状況 108協議会が設立(令和3年5月31日時点)

- 都道府県(全都道府県)
- 市区町(63市区町)

北海道札幌市、旭川市、本別町、横手市、鶴岡市、さいたま市、千葉市、船橋市、千代田区、新宿区、文京区、台東区、江東区、品川区、豊島区、北区、中野区、杉並区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、大田区、世田谷区、江戸川区、八王子市、府中市、調布市、町田市、西東京市、日野市、狛江市、多摩市、川崎市、横浜市、鎌倉市、相模原市、藤沢市、岐阜市、小海町、名古屋市、岡崎市、瀬戸市、京都市、宇治市、豊中市、岸和田市、神戸市、宝塚市、姫路市、広島市、東みよし町、東温市、北九州市、福岡市、大牟田市、うきは市、中間市、熊本市、合志市、とくのしま(徳之島町・天城町・伊仙町)

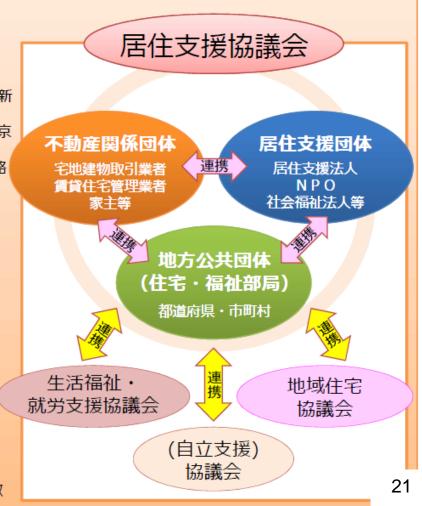
(2)居住支援協議会による主な活動内容

- ・メンバー間の意見・情報交換
- ・要配慮者向けの民間賃貸住宅等の情報発信、紹介・斡旋
- ・住宅相談サービスの実施 (住宅相談会の開催、住宅相談員の配置等)
- ・家賃債務保証制度、安否確認サービス等の紹介
- ・賃貸人や要配慮者を対象とした講演会等の開催

(3) 支援

居住支援協議会が行う住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅等への 入居の円滑化に関する取り組みを支援 〔令和3年度予算〕

共生社会実現に向けたセーフティネット機能強化・推進事業(10.8億円)の内数

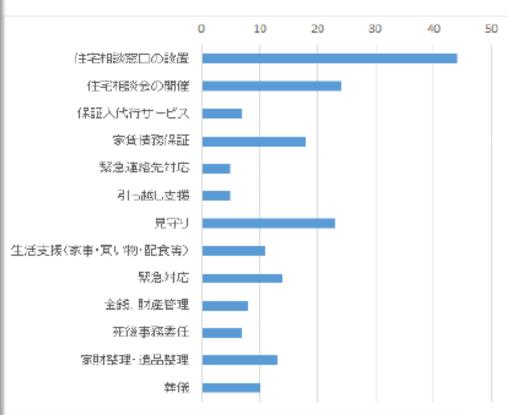


居住支援協議会の設立・取組状況

居住支援協議会の設立及び取組について

- ・市町村協議会の設立は、H29年度の改正 住宅セーフティネット法の施行以降、 徐々に増加
- ・居住支援協議会における取組として、入居前の支援では<u>住宅相談窓口を設置し、</u>相談対応を行う協議会が最も多い
- ・また、入居中や入居後の支援では、<u>見守りや緊急対応、家財・遺品整理の実施や</u>サービスの紹介が多い

【設立済の協議会における取組状況】

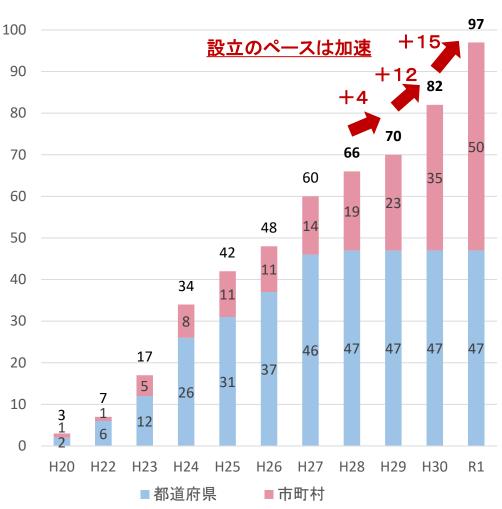


※H30年1月時点の69協議会へのアンケートによる。取組には、サービスを紹介しているものも含む。

居住支援協議会の設立・取組状況

○ 設立状況;97協議会(**全都道府県**·50市区町)が設立(R2.3.31時点)





【協議会を設立している市区町】

(R2年3月31日時点)

		時点
設立年度	市区町	
H20年度	福岡市(3月)	1
H23年度	熊本市(7月)、江東区(9月)、神戸市(12月)、岐阜市(3月)	4
H24年度	豊島区(7月)、京都市(9月)、北九州市(11月)	3
H25年度	大牟田市(6月)、板橋区(7月)、鶴岡市(3月)	3
H27年度	調布市(12月)、 北海道本別町(2月) 、八王子市(2月)	3
H28年度	川崎市(6月)、千代田区(7月)、杉並区(11月)、世田谷区 (3月)、日野市(3月)	5
H29年度	船橋市(5月)、多摩市(5月)、文京区(7月)、宝塚市(1月)	4
H30年度	名古屋市(5月)、江戸川区(7月)、うきは市(7月)、姫路市(7月)、広島市(7月)、横浜市(10月)、豊中市(11月)、台東区(1月)、千葉市(3月)、北区(3月)、横手市(3月)、鎌倉市(3月)	12
R1年度	宇治市(4月)、練馬区(4月)、東みよし町(4月)、町田市(5月)、狛江市(5月)、葛飾区(6月)、岡崎市(8月)、さいたま市(8月)、岸和田市(8月)、大田区(9月)、旭川市(11月)、札幌市(1月)、新宿区(2月)、品川区(2月)、東温市(2月)	רו
	計	50



ご静聴ありがとうございました。